高市環第６７０号
令和８年７月３日

高槻市環境・温暖化対策審議会　会長　様

高槻市長　濱田　剛史

「第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の見直しについて（諮問）

高槻市環境基本条例第25条第２項第２号の規定により、下記の事項について諮問します。

記

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定（2021年３月）し、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを30％削減する目標と５つの基本方針を定め、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてまいりました。

当該計画に基づき、市民・事業者・行政が協働して各種の取組を進める中、国において2025年２月に地球温暖化対策計画が改定され、新たな目標設定や計画期間の延長が行われました。また、大阪府においても同様に、2026年４月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が改定されました。

このような状況を踏まえ、国や府の計画との整合を図りつつ、本市の将来の都市像である「良好な環境が形成されるまち」の実現に向け、引き続き総合的かつ計画的に温暖化対策を推進するため、このたび「第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を見直すこととといたしましたので、貴審議会の意見を求めます。